

戸籍電子化前に除籍された家族の名を新戸籍に記載することに関する意見書

平成6年の戸籍法の一部改正により、戸籍電子化が全国の市町村で進められているが、戸籍電子化の際には、新戸籍への記載の統一性・適式性を確保するため、電子化前の戸籍における筆頭者以外の除籍者については、移記しない取扱いとなっている。

しかしながら、戸籍電子化は、その移行が全国一斉に行われたものではないことや、戸籍電子化移行中における除籍者が新戸籍へ移記されている場合があることなどから、除籍者の記載が一律でない状況となっている。

よって国におかれでは、以上の現状を踏まえ、電子化された新戸籍に移記されていない除籍者について、新戸籍への記載が届出等により可能となるよう検討されることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

法務大臣